

MARPOL 条約附属書 VI の統一解釈に関する事項

改正要領

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)

改正理由

MARPOL 条約附属書 VI に規定される船舶による大気汚染防止に関する要件に対する統一解釈として、これまでに MEPC.1/Circ.795/Rev.6 が回章されている。本会は、これを海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領に取入れている。

IMO では次の規則等に対する統一解釈の改正又は新設について審議され、2022 年 12 月に開催された IMO 第 79 回海洋環境保護委員会 (MEPC79) にて、MEPC.1/Circ.795/Rev.7 として承認された。

- (1) MARPOL 条約附属書 VI 第 18.3 規則の統一解釈の改正
従来の化石燃料油にバイオ燃料を加えて使用する場合は NOx 排出基準適用に関する統一解釈が合意されていた。
GHG 排出削減を図る目的で非生物由来の合成燃料の使用が見込まれることから、同統一解釈に合成燃料を追加した。
- (2) MARPOL 条約附属書 VI 第 27 規則及び付録 IX の統一解釈の改正
燃料油消費実績報告 (DCS) に関するデータの収集及び報告について、推進や運航のために消費されるボイルオフガスに関するデータも含まれる旨の解釈が合意されていた。
エネルギー効率に関する制度の画一的な実施を促進するため、貨物タンクの圧力制御やその他の作業のためにガス燃焼装置で消費されるボイルオフガスも当該データに含めることが明記された。
- (3) MARPOL 条約附属書 VI 第 26.3.1 規則及び第 28.7 規則の統一解釈の新設
二酸化炭素放出実績指標の評価 (CII 評価) について、暦年のデータ収集期間に対して引渡しが遅く収集が短期間となる場合、船主・管理会社・船籍国が変更となる場合等に関する当該規則の統一解釈が作成された。

今般、MEPC.1/Circ.795/Rev.7 に基づき、関連規定を改める。

改正内容

- (1) 燃料油に合成燃料が混合されている場合、燃料油供給証明書 (BDN) に記載するよう明記する。
- (2) 総トン数 5,000 トン以上の船舶に要求される燃料油の消費量のデータ収集について、貨物タンクの圧力制御やその他の作業のためにガス燃焼装置で消費されるボイルオフガスが、収集及び報告が要求されるデータに含まれるよう明記する。

- (3) 統一解釈に従い、次のように CII 評価について明確化した。
- (a) 暦年の収集期間に対して短期間となる 10 月 1 日以降に引渡された新造船の場合、引渡された年の翌年を二酸化炭素放出抑制航行手引書第 3 部 (SEEMP Part III) における今後三年間の CII 規制値を達成するための実施計画の初年度とし、引渡された年に与えられた E 又は D の CII 格付けは是正措置の計画を作成すべきかどうかの判断基準には含めない。
 - (b) 2023 年 1 月 1 日以降に船舶の会社、若しくは船籍国と会社を同時に変更する際、変更した年を初年度とする今後 3 年間の CII 規制値を達成するための実施計画を記載した SEEMP Part III を新たに作成すること。
 - (c) 「CII の計算方法、今後 3 年間の CII 規制値、CII 規制値を達成するための実施計画、自己評価及び改善に関する手順」については 3 年間のローリングプラン*とすること。
 - (d) 「CII の計算方法、今後 3 年間の CII 規制値、CII 規制値を達成するための実施計画、自己評価及び改善に関する手順」について SEEMP を更新する際、更新前の 3 年間の実施計画を引継ぐことができる。
 - (e) ある年の収集データによる格付けが E 又は 3 年連続して D と評価された場合、「是正措置の計画」を含む改訂された SEEMP は、データを収集した年の翌年に検証され、更に翌々年までの間に CII 規制値を達成するよう作成されること。

* 複数の年度にまたがる中長期計画で、毎年の環境変化を考慮して計画を見直し、必要な改訂を行なうもの。

「海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備

1 章 通則

1.2 一般要件

1.2.3 を次のように改める。

1.2.3 燃料油の積込及び燃料油供給証明書（附属書 VI 第 18 規則関連）

-1. バイオ燃料混合油及び合成燃料の取扱いは、次による。

(1) バイオ燃料及び合成燃料の混合割合に応じて次の規定が適用される。

(a) 30 %以下（体積比）のバイオ燃料又は合成燃料を混合した燃料油は、規則 8 編 1.2.3-1.(1)の要件に適合するものでなければならない。

(b) 30 %超え（体積比）のバイオ燃料又は合成燃料を混合した燃料油は、規則 8 編 1.2.3-1.(2)の要件に適合するものでなければならない。

(2) 前(1)にいうバイオ燃料とは、バイオマスに由来する燃料油であり、次の(a)から(f)が挙げられるが、これに限らない。

(a) 廃食油

(b) 脂肪酸メチルエステル (FAME)

(c) 脂肪酸エチルエステル (FAEE)

(d) ストレートベジタブルオイル (SVO)

(e) 水素化バイオ燃料油 (HVO)

(f) グリセロール又はその他のバイオマス由来の液体燃料 (BTL)

(3) 前(1)にいう合成燃料とは、石油精製により製造される留出燃料と同様の組成を持つ、合成又は再生可能な資源から製造される燃料油である。

~~(34)~~ 燃料油供給証明書には、バイオ燃料又は合成燃料が混合されているか又は、どの程度混合されているかの詳細が記載されること。

-2. 規則 8 編 2.1 の要件に従って認証されたディーゼル機関であって、バイオ燃料、合成燃料又は~~バイオ燃料~~これらの燃料を含む混合油で運転でき、当該機関の承認された原動機取扱手引書における NOx 基幹部品 (critical components)、設定値及び運転値に同手引書記載の範囲を超える変更がない場合、規則 8 編 1.2.3-1.(2)(b)で規定する要件への適合を確認することなく当該燃料油の使用が認められる。なお、NOx テクニカルコード 5.3.2 項で要求される ISO 8217:2005 の DM 級又は RM 級の船舶燃料で実施された代表原動機の窒素酸化物放出量試験は、ISO 8217:2005 の後継規格を満たす燃料を含め、運転時に使用する、又は機関の設計上で使用を想定する若しくは、運転可能な全ての DM 級又は RM 級の船舶燃料に対して有効である。

-3. 次の(1)に示す燃料は、(2)の方法により窒素酸化物放出量が許容限度を超えていないことが確認された場合、規則 8 編 1.2.3-1.(2)(b)の規定に準拠したものとみなすことができ、国際大気汚染防止証書の継続発行が認められる。

(1) 次のいずれかに該当する燃料

(a) 石油精製以外の方法により製造される燃料油

- (b) 30 % 超え（体積比）のバイオ燃料又は合成燃料を混合した燃料油であり前-2.の規定に該当しないもの
 - (c) 規則 8 編 1.2.3-1.(2)(b) で規定する窒素酸化物放出量の許容限度が、原動機ファミリー若しくはグループの試験台において、明確に認証されていない燃料
- (2) 次のいずれかの方法により、(1) に示す燃料を機関で燃焼させた時に、その窒素酸化物放出量が当該機関に適用される許容限度を超えていないことを確認すること。ただし、船上で測定を行う際には、その偏差を考慮し、窒素酸化物放出量の許容限度の 10 % を許容値としてよい。
- (a) 船上簡易計測法（NO_x テクニカルコード 6.3）
 - (b) 船上モニタリング法（NO_x テクニカルコード 6.4）
 - (c) 試験台における試験方法

(日本籍船舶用)

3 章 二酸化炭素放出抑制

3.6 二酸化炭素放出抑制航行手引書（附属書 VI 第 26 規則関連）

-6.から-9.として次の4項を加える。

-6. 規則 8 編 3.6-4.が適用される船舶において、2023 年 1 月 1 日以降に引渡しが行われる船舶にあつては、引渡された年を規則 8 編 3.6-4.(1)にいう実施計画の初年度とする。10 月 1 日以降に引渡しが行われる船舶あつては引渡された年の翌年を初年度とし、引渡された年に与えられた低い（E 又は D）二酸化炭素放出実績格付けは規則 8 編 3.6-4.(2)規定により要求される是正措置の計画を作成すべきかどうかの判断基準には含めない。本項は規則 8 編 3.8 の規定により要求されるデータの報告及び規則 8 編 3.9 の規定により要求される二酸化炭素放出実績指標の報告を免除するものではない。

-7. 規則 8 編 3.6-4.が適用される船舶にあつて、2023 年 1 月 1 日以降に会社、若しくは船籍国と会社を同時に変更する場合、二酸化炭素放出抑制航行手引書のうち規則 8 編 3.6-4.に掲げる事項を新たに作成し、本会の承認を受けること。実施計画の初年度は会社変更のあった年とする。

-8. 今後 3 年間に於ける、規則 8 編 3.9 の規定により要求される二酸化炭素放出実績指標規制値をどのように達成するかを文書化するため、規則 8 編 3.6-4.(1)の規定により要求される事項は、実施計画の初年度からその翌々年までの 3 年間のローリングプランとすること。

-9. 規則 8 編 3.6-4.(1)の規定により要求される事項について二酸化炭素放出抑制航行手引書を更新する際、更新前の 3 年間の実施計画を引継ぐことができる。

3.8 燃料油消費実績報告に関するデータの収集、報告及び保管等（附属書 VI 第 27 規則関連）

-1.を次のように改める。

-1. 規則 8 編 3.8-1.に規定する収集及び報告が要求されるデータには、船舶の推進又は運航のために消費されるボイルオフガス（例えば、推進のために消費されるもの、運航のためにボイラーなどで消費されるもの、若しくは貨物タンクの圧力制御やその他の作業のためにガス燃焼装置で燃焼されるものなど）に関するデータを含む。

3.9 二酸化炭素放出実績指標の評価（附属書 VI 第 28 規則関連）

3.9.4 として次の 1 条を加える。

3.9.4 是正措置

ある年の収集データによる格付けが低い（E 又は 3 年連続して D）場合、規則 8 編 3.9.4-1.にいう「是正措置の計画」を含む改訂された二酸化炭素放出抑制航行手引書は、データを収集した年の翌年に検証され、更にデータを収集した年の翌々年までの間に二酸化炭素

放出実績指標規制値を達成するよう作成されること。

(外国籍船舶用)

3 章 二酸化炭素放出抑制

3.6 SEEMP（附属書 VI 第 26 規則関連）

-5.から-8.として次の4項を加える。

-5. 規則 8 編 3.6-4.が適用される船舶において、2023 年 1 月 1 日以降に引渡しが行われる船舶にあつては、引渡された年を規則 8 編 3.6-4.(1)にいう実施計画の初年度とする。10 月 1 日以降に引渡しが行われる船舶にあつては引渡された年の翌年を初年度とし、引渡された年に与えられた低い（E 又は D）燃費実績格付けは規則 8 編 3.6-4.(2)の規定により要求される是正措置の計画を作成すべきかどうかの判断基準には含めない。本項は規則 8 編 3.8 の規定により要求されるデータの報告及び規則 8 編 3.9 の規定により要求される運航炭素強度の報告を免除するものではない。

-6. 規則 8 編 3.6-4.が適用される船舶にあつて、2023 年 1 月 1 日以降に会社、若しくは船籍国と会社を同時に変更する場合、SEEMP のうち規則 8 編 3.6-4.に掲げる事項を新たに作成し、本会の承認を受けること。実施計画の初年度は会社変更のあった年とする。

-7. 今後 3 年間に於ける、規則 8 編 3.9 の規定により要求される年間運航炭素強度指標規制値（CII 規制値）をどのように達成するかを文書化するため、規則 8 編 3.6-4.(1)の規定により要求される事項は、実施計画の初年度からその翌々年までの 3 年間のローリングプランとすること。

-8. 規則 8 編 3.6-4.(1)の規定により要求される事項について SEEMP を更新する際、更新前の 3 年間の実施計画を引継ぐことができる。

3.8 燃料油消費の報告に関するデータの収集、報告及び保管等（附属書 VI 第 27 規則関連）

-1.を次のように改める。

-1. 規則 8 編 3.8-1.に規定する収集及び報告が要求されるデータには、船舶の推進又は運航のために消費されるボイロオフガス（例えば推進のために消費されるもの、運航のためにボイラーなどで消費されるもの、若しくは貨物タンクの圧力制御やその他の作業のためにガス燃焼装置で燃焼されるものなど）に関するデータを含む。

3.9 運航炭素強度（附属書 VI 第 28 規則関連）

3.9.4 として次の 1 条を加える。

3.9.4 是正措置

ある年の収集データによる格付けが低い（E 又は 3 年連続して D）場合、規則 8 編 3.9.4-1.にいう「是正措置の計画」を含む改訂された SEEMP は、データを収集した年の翌年に検証され、更にデータを収集した年の翌々年までの間に年間運航炭素強度指標規制値（CII 規制値）を達成するように作成されること。